

指導者資格検定規程

昭和32年11月11日制定
昭和38年1月26日改定
昭和44年4月1日改定
昭和46年4月11日改定
昭和47年4月1日改定
昭和48年4月1日改定
昭和50年5月18日改定
昭和55年5月18日改定
昭和58年5月22日改定
平成2年5月20日改定
平成5年5月23日改定
平成8年4月1日改定
平成12年5月28日改定
平成17年5月15日改定
平成22年5月16日改定
平成23年10月2日改定

第1章 総 則

第1条 社団法人日本フォークダンス連盟（以下「日本連盟」という）は、フォークダンス、日本民踊、スクエアダンス、ラウンドダンス、レクリエーションダンス（以下「フォークダンス等」という）の指導者の資質向上とその健全な普及発展に資することを目的として、指導者資格検定（以下「検定」という）を行う。

第2条 本検定は、中央検定委員会（以下「中央委員会」という）がこれにあたる。ただし、その業務の一部を支部検定委員会（以下「支部委員会」という）に委託することができる。

第2章 検定の対象と種別

第3条 本検定の対象者は、日本連盟の会員に限る。

第4条 本検定による指導者資格の種別と階梯は、その種目別に拘らず次のとおりとする。

1. 4級公認指導者（以下「4級」という）
2. 3級公認指導者（以下「3級」という）
3. 2級公認指導者（以下「2級」という）
4. 1級公認指導者（以下「1級」という）

第3章 検定委員会の構成と役割

第5条 検定委員会は、次のとおりとする。

1. 中央委員会（会長が委嘱した1級および学識経験者を含む9名）
2. 支部委員会（支部長が推薦し日本連盟会長が委嘱した1級1名以上を含む5名）

第6条 中央委員会は、2級・3級・4級の検定試験を行うほか、支部委員会から推薦のあった1級から4級並びに特に必要と認めた場合の審査を行う。

2. 中央委員会は、学校及び本連盟に賛同する中央委員会が認めた団体(以下「団体」という)から推薦のあった4級の審査を行う。

第7条 支部委員会は、中央委員会から委託を受け、支部内の3級・4級の検定試験を行うほか、支部内の1級から4級の申請書類等を審査し、適当と評価した者を中央委員会に対し推薦する。

第8条 各委員会は、最低年2回以上検定委員会を開催しなければならない。

第9条 各委員会は、次の書類を保存しなければならない。

1. 資格検定申請書（該当申請者の資格喪失後または上級進級日まで）
2. 指導者名簿（毎年現行化したもの）
3. 検定委員名簿（退任後5年まで）
4. 資格検定の基礎となった講習会、研修会の資料その他関係書類

第10条 検定委員会委員の任期は、日本連盟役員の任期に準ずる。

第11条 委員会運営に関する事項は別に定める。

第4章 審査の基準

第12条 本検定は、別表1に定める基準を満たした者に対して審査を行う。

第13条 本検定は、支部委員会・学校・団体に対する本人の申請にもとづいて行う。

第14条 第6条の「特に必要と認めた場合の検定」とは、フォークダンス等の普及に特に貢献したなどの、検定試験を必要としない者に対する場合をいい、該当者がある場合は、支部委員会は中央委員会に対し申請書類に推薦文を添えて推挙することができる。

第5章 申請の手続き

第15条 審査を受けようとする者は、申請書（別紙様式1号）及び原票（別紙様式2号）、3級以上については研修記録の写しをそれぞれ2通作成し、申請料（別表2）を添えて支部委員会に提出する。教員及び学生は、学校に提出する。団体に所属し、審査を受けようとする者は、団体に提出する。

2. 支部委員会は、第7条により審査を行い、中央委員会に推薦する者について、推薦書（別紙様式1号）および原票（別紙様式2号）に申請料を添えて提出期限までに中央委員会に提出する。

3. 教員及び学生は、学校からの推薦により、推薦書（別紙様式1号）および原票（別紙様式2号）に申請料（別表2）を添えて提出期限までに中央委員会に提出する。

4. 団体に所属し、審査を受けようとする者は、団体からの推薦により、推薦書（別紙様式1号）および原票（別紙様式2号）に申請料（別表2）を添えて提出期限までに中央委員会に提出する。

第6章 指導者資格の認定

第16条 中央委員会においては、委員9名中7名以上の賛意を以って合格とする。

第17条 本審査の合格通知を受けた者は、指定された期日までに支部委員会に公認料（別表2）を納入し、支部委員会はそれをまとめ、別表2に従い中央委員会に納入する。教員及び学生と団体から申請した者は、直接中央委員会に納入する。中央委員会はこれを以って認定する。

2. 認定された者には、メンバーシップカード、公認章および公認証書を交付する。

3. 指導者としての行為にもとるときは、中央委員会でその資格を取り消すことができる。

第18条 資格継続を希望する者は、毎年、年会費とともに更新手数料（別表2）を納入する。

第19条 次により資格を失ったときは、ただちにメンバーシップカード、公認章、公認証書を中央委員会に返納しなければならない。

1. 会員資格を失ったとき。

2. 第18条を行わなかったとき。

3. 中央委員会から指導者資格を取り消されたとき。

第20条 第17条第2項の書類等を毀損、汚損等により再交付を受けたいときは、再交付料（別表2）を添えて中央委員会に再交付の申請を行うことができる。

第7章 雑 則

第21条 本検定の検定試験を伴う講習会、研修会等を開く場合、その主催支部は事前に中央委員会の承認を受けなければならない。

第22条 本検定の各級試験内容の基準および採点基準は別に定める。

第8章 附 則

第23条 本規程は平成23年10月2日から施行する。

[別表 1]

指導者資格検定基準

公認級別		4 級	3 級	2 級	1 級
条 件					
申 請 資 格		社団法人 日本フォークダンス連盟会員			
年 齢		18 才以上	25 才以上	28 才以上	35 才以上
経 験 年 数		2 年以上	5 年以上	7 年以上	10 年以上
指 導 経 験 年 数			3 年以上	5 年以上	7 年以上
研 修 経 歴	全国講習会		²⁾⁵⁾ 2 回以上	³⁾⁵⁾ 6 回以上	⁴⁾⁵⁾ 10 回以上
	支部講習会	¹⁾ 1 回以上	⁵⁾ 6 回以上	⁵⁾ 8 回以上	⁵⁾ 10 回以上
	ス ク ー ル	1 回以上			
申 請 手 続		検定試験合格者 申請書(様式1号) 原 票(様式2号) 写 真	検定試験合格者 申請書(様式1号) 原 票(様式2号) 写 真 研 修 記 録	検定試験合格者 申請書(様式1号) 原 票(様式2号) 論 文 写 真 研 修 記 録	申請書(様式1号) 原 票(様式2号) 論 文 写 真 研 修 記 録
提 出 先		支 部 委 員 会			
公 認 章		錫	銅	銀	金
指 導 範 囲		団 体	支 部	全 国	

- 1) 4級の研修経歴については、支部講習会1回以上またはスクール1回以上とする。
 - 2) 3級の研修経歴については、全国講習会2回以上のうち1回は必ず全国講習会を受講し、あとの全国講習会は1回につき支部講習会3回とおきかえることができる。その場合、全国講習会1回と支部講習会9回以上が必要である。3級スクール(全国・支部)は全国講習会1回とおきかえることができる。
 - 3) 2級の研修経歴については、全国講習会6回以上のうち3回は必ず全国講習会を受講し、あとの全国講習会は1回につき支部講習会3回とおきかえることができる。その場合、全国講習会3回と支部講習会17回以上が必要である。
 - 4) 1級の研修経歴については、全国講習会10回以上のうち5回は必ず全国講習会を受講し、あとの全国講習会は1回につき支部講習会3回とおきかえることができる。その場合、全国講習会5回と支部講習会25回以上が必要である。
 - 5) 1級～3級の研修経歴については、旧支部連合会講習会(平成5年度以前)2回を全国講習会1回、旧支部連合会講習会(平成5年度以前)1回を支部講習会2回とおきかえることができる。
 - 6) 支部講習会を年間1回も開催できない支部にあつては、支部講習会該当回数を、全国講習会に振り替えることができる。
 - 7) 検定試験に合格してから申請書類を提出するまでの有効期間を3年とする。
 - 8) 実技試験、筆記試験いずれか合格後3年間有効とする。
- ※ 上記基準は、検定試験受験時ではなく、指導者資格申請時の基準とする。